

一般事業主行動計画

医療法人社団ひかり会は「一般事業主行動計画」を以下のように策定しています。

【次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画】

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員が働きやすい環境をつくることによつてすべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のような行動計画を策定します。

1.計画期間 2019年4月1日～2022年3月31日までの3年間

2.次世代育成支援対策の実施内容

(1) 子供が生まれる際の父親の休暇の取得を図る

〈対策〉子供が生まれる際、男性職員に対し休暇の取得（育児休暇等）ができることを周知し促進を図る。

(2) 有給休暇の取得率をあげる

〈対策〉現在の有給休暇の計画付与の2日間に加え、有給休暇の付与が10日以上の職員に対して、付与後11ヶ月経過後までに有給休暇の取得が5日に満たない職員には有給休暇を取得するよう伝える。

(3) 妊娠中の女性職員が安心して産休・育休を取得し、職場復帰できるよう支援する

〈対策〉妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する
妊娠中の女性に「母性健康管理指導事項連絡カード」を渡し周知する。



 医療法人社団ひかり会

木村眼科内科病院

〒737-0029 広島県呉市宝町 3-15

焼山木村眼科

〒737-0935 広島県呉市焼山中央 1 丁目 10-9